

令和4年度税制改正大綱における、主な資産税関連項目を速報します。今回は、「財産債務調書制度」の改正内容についてです。

### 1. 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。(注)この改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。

### 2. 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日(現行：その年の翌年の3月15日)とする(国外財産調書についても同様とする。)(注)この改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

### 3. 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする(国外財産調書についても同様とする。)(注)この改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。

### 4. 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満(現行：100万円未満)に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。(注)この改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

## 財産債務調書制度の見直し(案)

#### 【現行制度】

提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者

- ✓ 所得基準：所得2,000万円超
- ✓ 財産基準：総資産3億円以上 又は 有価証券等1億円以上

提出期限：翌年3月15日

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等

※一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額100万円未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)

#### 【見直し案】

提出義務者：現行の提出義務者に加えて、以下の基準に該当する者も対象とする

- ✓ 財産基準：「**総資産10億円以上**」  
(所得基準なし)

提出期限：**翌年6月30日**

記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等

※一部の少額財産債務は記載を省略可能  
例：取得価額**300万円**未満の家庭用動産  
(現金・美術品等を除く)

#### 【課題】

- 所得2,000万円以下の者は、仮に高額な資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。  
⇒納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できているとは言い難い。
- 「現行の提出期限(3月15日)までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

(注1) 国外財産調書についても、提出義務者の事務負担軽減の観点から、提出期限の緩和及び記載省略の範囲の拡充を行う。

(注2) その他所要の措置を講ずる。

(注3) 令和6年1月1日以後に提出すべき調書(令和5年分以後の調書)について適用する。